様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月20日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等	
	○ 知事　　◉ 市区町村長等	
2. 都道府県名	石川県	執行機関名
3. 市区町村名	加賀市	
4. 届出番号	1	
5. 独自利用事務の事例番号	108-1	**重度心身障害者等の医療費助成に関する事務**
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.kaga.ishikawa.jp/soumu/toukeijouhou/johorenkeiwotomonaudokujiriyou.html	

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	加賀市医療費助成条例(平成十七年加賀市条例第百二十二号)による心身障害者に対する医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		加賀市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成二十七年加賀市条例第五十六号)別表第1　第1の項 加賀市医療費助成条例(平成十七年加賀市条例第百二十二号)による心身障害者に対する医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第一条	加賀市医療費助成条例(平成十七年加賀市条例第百二十二号)第一条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条　この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	第一条　この条例は、心身障害者、こども並びにひとり親家庭の親及び子の保健の向上に寄与し、福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		加賀市医療費助成条例(平成十七年加賀市条例第百二十二号) 加賀市医療費助成条例施行規則(平成十七年加賀市規則第七十一号)